

【就学援助】入学準備金の支給について（お知らせ）

霧島市では、お子さんの就学で経済的に困りの保護者に対し、学用品費や学校給食費等の一部を援助しています。そのうち、新入学に当たっての学用品や通学用品の購入に対する援助金の支給を、入学前に行っております。（以下、「入学準備金」という。）詳細は、下記のとおりです。

記

1 申請が可能な方

令和5年2月1日現在で霧島市内に居住している方で、令和5年4月に小学校に入学予定の児童の保護者

2 支給の対象となり得る方（※令和3年中の所得等で、認定・否認定を判定します。）

世帯の所得から算出した月額と、国が定める、各世帯に応じた生活に必要なとされる基準月額を比較し、対象者を決定します。（課税・非課税は問いません。）

経済的に困りの方は、まずは申請を御検討ください。

3 申請方法

希望される方は、①～③の提出書類を提出してください。

- (1) 提出書類：①就学援助申請書兼同意書 ②通帳等の写し
③所得課税証明書等（令和4年1月2日以降に霧島市に転入された方のみ）
- (2) 提出先：霧島市教育委員会学校教育課 又は 各総合支所地域振興課（隼人地域振興課を除く）
- (3) 提出方法：直接提出先に持参 又は 霧島市教育委員会学校教育課へ郵送（6のお問合せ先へ）

提出期限：令和5年1月27日（必着）

4 入学準備金の支給額・支給時期等

- (1) 支給額：5万円程度（令和3年度実績：50,600円）
- (2) 支給時期：2月下旬～3月上旬を予定（判定結果及び支払通知は同時期に郵送します。）
- (3) 支給方法：保護者口座へ振込み

5 注意事項

- ・令和3年中の所得状況を基に判定しますので、税の申告をしていない世帯員が含まれる場合は判定ができません。税の申告がお済みでない方は、すみやかに霧島市税務課（0995-45-5111 内線 1371～1378）で申告をしてください。
- ・令和4年1月2日以降に霧島市へ転入された方は、前住所地（課税地）で所得課税証明書を取得し、提出していただく必要があります。ただし、既に上のお子さんで就学援助の認定を受けている場合は不要です。
- ・入学後に、「就学援助」の申請書を学校から配布します。次年度以降も就学援助の申請を希望される場合は、毎年度申請が必要です。

6 お問合せ先（郵送先）

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1（シビックセンター別館3F）

霧島市教育委員会 学校教育課 学事グループ TEL：0995-45-5111（内線 3742）